

一宮監公表第3号

令和2年11月17日

一宮市監査委員	和家	淳
一宮市監査委員	岸澤	修
一宮市監査委員	島津	秀典
一宮市監査委員	森	ひとみ

議会事務局の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、議会事務局の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

議会事務局の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査として、議会事務局の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

議会事務局（庶務課、議事調査課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に令和2年4月1日から同年8月31日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査対象事務が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目（監査対象の特性や想定されるリスクを勘案し、監査を効果的に行うために設定したもの）

- ア 政務活動費の支払いは、条例等に基づいて適切になされているか。
（庶務課）
- イ 議長賞の贈呈事務は公平かつ適切に行われているか。（庶務課）

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

議会事務局長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和2年10月1日 ～同年10月29日
監査事務局による 実地調査	庶務課、議事調査課	令和2年10月6日
監査委員による 本監査	監査事務局会議室	令和2年11月11日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 庶務課

特になし。

◎ 議事調査課

(1) 契約書の作成に係る事務処理の誤り

会議録作成業務委託契約書において、「業務の内容は、別紙仕様書による」と記載されているにもかかわらず、契約当事者が保有する契約書に仕様書が綴じられていなかった。契約手続きに関し、見積依頼から契約書送付までの一連の流れについてチェックリストを作成して確認するなど、遺漏のない事務処理に努められたい。